

助け合いとつながりのまちづくり条例（案）に対する意見公募の結果について

■ 意見募集期間

令和4年10月3日（月）～10月24日（月）

■ 意見提出数

2名（2件）

■ 意見の内容とこれに対する市の考え方

意見の 該当箇所	意見の内容	件 数	市の考え方
全体	<p>市民等を細かく主体分けしているのに対し、市議会に触れていないのは、大きな主体が抜けている感じがある。助け合いとつながりは全員参画の理念だと思う。市議会を本文中に位置づけすべきではないか。</p> <p>▼修正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条（1）市議会に期待すること及び市のすべきこと ・第3条 市民等、市議会及び市は ・第10条（新規挿入） 市議会に期待すること 市議会には次に掲げることを期待します。 （1）市民等の声を聴き、対話から陳情や、請願、政策提言などの形にするよう努めること （2）議会運営の透明性を高め、情報発信に努めること。 （3）政策立案能力を高めること ・第11条（新規第12条） （2）市議会には次のことを期待します。 イ、議会情報を広報紙などにより積極的に公開すること。 ロ、まちづくりにどういう役割を果たしたか、積極的にPRすること。 ・（1）市、（3）市民等は原文通り 	1 件	<p>市議会議員及び市議会は、市長に並ぶ二元代表制の一翼を担っており、市政運営において大変重要な役割を担われております。</p> <p>その役割の中には執行機関の監視や評価などチェック機能も含まれ、対等な立場での活動が前提となっております。</p> <p>そのため、市長から提案する今回の「まちづくり」に関する条例の中に、市議会に期待することを取り込んでしまうことは、形式上はふさわしくないものと考えております。</p> <p>なお、ご指摘の市議会による情報発信や政策立案などの取り組みについては、既に長岡京市議会基本条例で規定され、実践されておられます。</p> <p>今回提案する条例だけではなく、あらゆる条例や計画、制度などを通じて一人ひとり自らの手でまちをつくり、地域とつながりを持ち、将来の担い手につなげてまいりたいと考えています。</p>
第12条	<p>無作為抽出として必ず多様な世代が含まれるように①学生ゾーン ②30～50代 ③50～70代 ④70歳以上と区分けする。</p>	1 件	<p>住民基本台帳からの無作為抽出システムでは各世代が抽出されるようになっております。条文中に詳細な方法は記載しないことから、修正はなしとします。</p>